

# 平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府 省 庁 名 総務省	
対象税目	個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充及び延長		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>&lt; 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置（地方税（法人住民税）） &gt;          中小企業者等が試験研究を行う場合、道府県民税、市町村民税（法人税割）の課税標準額を試験研究費に係る税額控除後の法人税額とする。</p> <p>&lt; 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（国税（法人税）） &gt;          その事業年度において損金の額に算入する試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるもの。</p> <p>・ 特例措置の要望内容</p> <p>我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>具体的には、民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対 GDP 比 3%にするという目標を着実に実現するため、企業に研究開発を増加させるインセンティブを着実に与えるべく、総額型の控除上限引上げ等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ</li> <li>② 総額型の控除率を見直し、最大 15%の控除率を実現</li> <li>③ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長（3年間延長（33年度末まで））</li> <li>④ 中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長（3年間（33年度末まで））</li> <li>⑤ 減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設（3年間（33年度末まで））</li> <li>⑥ 組織再編があった場合の比較試験研究費の算出方法等に関する運用改善</li> </ol> <p>また、破壊的イノベーションによって業界構造が今後更に大きく変わっていくことが見込まれる中、革新的なイノベーションが次々と生まれるエコシステムを形成すべく、ベンチャー企業とのオープンイノベーションに対する支援の拡充等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑦ オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ（ベンチャー・中小企業との共同研究及びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等）</li> <li>⑧ ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型を利用する場合の控除上限の引上げ</li> </ol> <p>上記特例措置の拡充・延長が認められた場合、法人住民税法人税割についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第42条の4において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 100%;">             地方税法第23条第1項第4号、同法第292条第1項4号、同法附則第8条           </div>		
減収 見込額	[初年度] [改正増減収額]	▲744（▲3,435）	[平年度] ▲744（▲3,435）  (単位：百万円)

要望理由

(1) 政策目的

我が国の研究開発投資総額（平成28年度：18.4兆円）の約7割（同：13.3兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出につながる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。

(2) 施策の必要性

我が国経済活力の源泉であり、新事業・雇用創出の担い手である中小企業者等が経済・社会ニーズに即応した技術革新を図っていくことは我が国経済の発展に不可欠であるが、中小企業者等は、新規事業のための優れたアイデアを持っていながら、資金不足、技術力不足等により、それを充分活かしていないのが現状である。

資金不足を補うことでこのような中小企業者等の自主的かつ多様な研究開発を促進し、技術力を高め、新規産業・雇用機会の創出等、地域経済の持続的な経済成長を実現していく必要がある。

我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約7割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。このような民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進し、我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、研究開発投資を促進していく必要がある。

しかしながら、長年、我が国の対GDP研究開発投資比率は主要国中第1位であったが、平成21年度に韓国に抜かれて以来その差はますます拡大している。また、平成22年度には民間の研究開発投資額で中国に抜かれ、主要国中第3位となっている。さらに、リーマンショック後、足許における主要国の研究開発投資伸び率を比較すると、我が国の伸び率は他国と比較して最も低く、大きな危機感を持たざるを得ない状況である。

一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、景気変動等に左右されやすく、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。

また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。

革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。

諸外国においては、法人税率を引き下げつつ、研究開発税制を維持・拡大する動きが目立つ。例えば、英国では法人税率を引き下げつつ、研究開発税制の控除率引上げを行っている。米国及び仏国においても、法人税率を引き下げつつ、研究開発税制を維持している。

このような状況の中、経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）（平成30年6月15日閣議決定）や科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）において掲げられた2020年までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とするという高い目標を達成するため、民間企業の中長期的な視点を踏まえた研究開発投資の大幅な増加を促す必要がある。具体的には、「未来投資戦略2017－Society 5.0の実現に向けた改革－」（平成29年6月9日閣議決定）にあるように「民間企業の研究開発投資を対GDP比3%にすることを目指す」こととされており、そのためには研究開発税制の拡充が必要である。

さらに、第四次産業革命の到来等に伴い、これまでの市場構造やビジネスモデルを根底から覆すような変化が生じると言われているにも関わらず、我が国では、そのような破壊的なイノベーションの担い手として期待されるベンチャー企業が育っておらず、既存の事業会社とベンチャー企業の連携も希薄である。

一般に、研究開発を行うベンチャー企業は、設立当初は赤字が続くため研究開発税制による優遇を受けづらい。他方、諸外国では、研究開発を行うベンチャー企業に対して、法人税以外の外形的課税部分に対する優遇措置を講じたり、研究開発税制における控除額の繰越や還付を可能とする措置を講じたりしている。

このため、革新的なイノベーションが次々と生まれるエコシステムを形成すべく、ベンチャー企業の研究開発に対する支援や、ベンチャー企業とのオープンイノベーションに対する支援の拡充等を行う必要がある。

このためには、本制度を真にイノベーションの創出に資する制度とすべく、研究開発税制を拡充・延長す

ることが必要かつ効果的である。

具体的には

- ①総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ
- ②総額型の控除率を見直し、最大 15%の控除率を実現
- ③試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長（3 年間延長（33 年度末まで））
- ④中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長（3 年間（33 年度末まで））
- ⑤減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設（3 年間（33 年度末まで））
- ⑥組織再編があった場合の比較試験研究費の算出方法等に関する運用改善  
また、破壊的イノベーションによって業界構造が今後更に大きく変わっていくことが見込まれる中、革新的なイノベーションが次々と生まれるエコシステムを形成すべく、ベンチャー企業とのオープンイノベーションに対する支援の拡充等を行う。
- ⑦オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ（ベンチャー・中小企業との共同研究及びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等）
- ⑧ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型を利用する場合の控除上限の引き上げ

を要望するものである。

本要望に  
対応する  
縮減案

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>平成 31 年度概算要求における政策体系図 【基本計画（平成 29 年 9 月策定）】 V. 情報通信（ICT 政策） 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p> <p>○ 第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年～32 年度） [平成 28 年 1 月 22 日閣議決定] 第 7 章 科学技術イノベーションの推進の強化 （5）未来に向けた研究開発投資の確保 第 5 期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～（中略）～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。 このため、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上とすることを目標とするとともに、（以下略）</p> <p>○ 未来投資戦略 2017 [平成 29 年 6 月 9 日閣議決定] 4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム （2）新たに講ずべき具体的施策 ～略～研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする～略～ ii) 我が国が強い分野への重点投資 ～略～ 民間企業の研究開発投資を対 GDP 比 3%にすることを旨とするにより、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする。</p> <p>○ 未来投資戦略 2018 [平成 30 年 6 月 15 日閣議決定] 3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援 3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築 ・2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比を 4%以上とする。 3-2. ベンチャー支援強化 ・大企業やベンチャーキャピタル（VC）が抱えるヒト・モノ・カネ・チエを研究開発型ベンチャーに環流させ、自発的な好循環を定着させるべく、両者の連携・提携・共同研究等を促進する仕組みを構築する。</p> <p>○ 統合イノベーション戦略 2018 [平成 30 年 6 月 15 日閣議決定] 第 4 章 知の社会実装 （2）政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進 ○目標 ＜研究開発投資の促進＞ ～略～官民研究開発投資目標（対 GDP 比 4%以上）の達成</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2018（骨太の方針） [平成 30 年 6 月 15 日閣議決定] 第 2 章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 5. 重要課題への取組 （2）投資とイノベーションの促進 ① 科学技術・イノベーションの推進 ～略～民間企業が研究開発投資対 GDP 比 3%を旨することを表明したことを踏まえ、～（中略）～官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする。</p>
	政策の達成目標	民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比 3%にする

税負担軽減措置等の適用又は延長期間

- 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ
- 総額型の控除率を見直し、最大 15%の控除率を実現
- オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ（ベンチャー・中小企業との共同研究及びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等）
- ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型を利用する場合の控除上限の引上げ
- 組織再編があった場合の比較試験研究費の算出方法等に関する運用改善（以上、恒久措置）
- 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長（3 年間延長（33 年度末まで））
- 中小企業者等について、試験研究費が 5 %超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長（3 年間（33 年度末まで））
- 減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設（3 年間（33 年度末まで））

同上の期間中の達成目標

民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比 3%にする

政策目標の達成状況

○我が国の対 GDP 民間企業研究開発投資比率は、研究開発投資総額で対 GDP 比 3.42%、民間企業研究開発投資では対 GDP 比 2.47%となっている。

対 GDP 民間企業研究開発投資比率（単位：兆円）

	2011	2012	2013	2014	2015	2016
名目 GDP	494.0	494.5	507.2	518.5	533.9	539.3
研究開発投資総額	17.4	17.3	18.1	19.0	18.9	18.4
対 GDP 比率	3.52%	3.50%	3.57%	3.66%	3.55%	3.42%
民間企業研究開発投資	12.3	12.2	12.7	13.6	13.7	13.3
対 GDP 比率	2.48%	2.46%	2.50%	2.62%	2.56%	2.47%

（出典：総務省「科学技術研究調査」、内閣府「国民経済計算」）

○我が国の民間企業研究開発に占める外部支出研究費割合は、増加傾向となっている。ただし、平成 28 年度は 0.4%減少している。

民間企業研究開発に占める外部支出研究費の割合

	H23FY	H24FY	H25FY	H26FY	H27FY	H28FY
外部支出研究費（億円）	20,086	19,246	20,887	24,169	24,315	22,993
民間企業研究開発に占める外部支出研究費の割合	16.3%	15.8%	16.4%	17.8%	17.7%	17.3%

（出典：総務省「科学技術研究調査」）

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○平成31年度適用件数見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総額型 3,714件／事業年度</li> <li>・中小企業技術基盤強化税制 6,004件／事業年度</li> <li>・オープンイノベーション型 468件／事業年度</li> </ul>																															
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>経済波及効果の試算 (総額型、オープンイノベーション型、高水準型)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度減収見込額 6,694億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果</li> <li>・平成31年度の減税(6,694億円)が、平成31年度～平成40年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果：2兆2,802億円、②雇用創出効果：約27.9万人、③税収効果：約4,326億円</li> </ul> <p>(中小企業技術基盤強化税制)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度減収見込額 439億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果</li> <li>・平成31年度の減税(439億円)が、平成31年度～平成40年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果：1,496億円、②雇用創出効果：約1.8万人、③税収効果：約284億円</li> </ul>																															
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし																															
	予算上の措置等の要求内容及び金額	政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定																															
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている中、我が国は予算措置及び税制措置ともに主要国に比べて低水準な状況にある。</p> <p>民間研究開発投資に対する政府支援の対民間研究開発比率 (2015)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>研究開発税制</th> <th>補助金等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>4.66%</td> <td>1.17%</td> <td>5.83%</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>3.56%</td> <td>9.17%</td> <td>12.73%</td> </tr> <tr> <td>英国</td> <td>11.76%</td> <td>9.04%</td> <td>20.80%</td> </tr> <tr> <td>仏国</td> <td>19.35%</td> <td>7.60%</td> <td>26.95%</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>5.51%</td> <td>5.20%</td> <td>10.71%</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>3.78%</td> <td>4.41%</td> <td>8.19%</td> </tr> <tr> <td>6カ国平均</td> <td>4.84%</td> <td>6.10%</td> <td>10.94%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：OECD Main Science and Technology Indicators)</p>		研究開発税制	補助金等	合計	日本	4.66%	1.17%	5.83%	米国	3.56%	9.17%	12.73%	英国	11.76%	9.04%	20.80%	仏国	19.35%	7.60%	26.95%	韓国	5.51%	5.20%	10.71%	中国	3.78%	4.41%	8.19%	6カ国平均	4.84%	6.10%
	研究開発税制	補助金等	合計																														
日本	4.66%	1.17%	5.83%																														
米国	3.56%	9.17%	12.73%																														
英国	11.76%	9.04%	20.80%																														
仏国	19.35%	7.60%	26.95%																														
韓国	5.51%	5.20%	10.71%																														
中国	3.78%	4.41%	8.19%																														
6カ国平均	4.84%	6.10%	10.94%																														
要望の措置の妥当性	革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。																																

研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。しかしながら、控除限度額が控除上限を超える企業については、さらに研究開発費を増加させるインセンティブが利きづらく、むしろ、研究開発費を増加させるほど研究開発費に対する税額控除額の割合が下がってしまう。このような企業は、リスクをとって利益を「すぐには稼げない」研究開発投資に振り向けている企業であり、中立・公平な支援の観点から、控除上限の引上げが妥当であると考えられる。

なお、諸外国では、研究開発に対する税制優遇措置について控除上限を設定していない国も多い。さらに、諸外国では近年、法人税率を下げつつ、研究開発に対する税制優遇措置を維持・拡充する傾向にある。

また、我が国では諸外国に比べて企業部門における研究開発効率が低いとの報告もある（平成 27 年度年次経済財政報告）。新たな雇用やイノベーションはベンチャー企業から生まれるとの指摘もある（ベンチャー有識者会議とりまとめ）が、我が国ではそのようなベンチャー企業の育成が進んでいない。

ベンチャー企業は通常、設立当初は赤字であることが多い。他方、我が国の研究開発税制は繰越控除が認められておらず、控除上限についても諸外国に比べて低く設定されていることから、利益を更なる成長のための研究開発に投資するベンチャー企業に対する税制上の支援が行き渡りづらい。また、ベンチャー企業にとっては、量産化研究や実証研究を自社のみの技術・リソースでは完了することが困難であることが多いと言われている（いわゆる「死の谷」）。

そこで、そのようなベンチャー企業と連携し、ベンチャー側に足りない技術を補完する事業会社を支援することや、ベンチャー企業が最初の成功の利益を元手に、より大きなビジョンに向けた更なる研究開発を進めることを支援することは、業種・分野・企業形態を問わず支援する観点から妥当であると考えられる。

なお、諸外国では、研究開発に対する税制優遇措置について、繰越控除、超過分の即時還付、法人税以外の税制についての優遇措置等、ベンチャー企業でも利用可能な仕組みを導入している場合が多い。

税負担軽減措置等の適用実績

①減収額実績（うち、資本金 1 億円以下の法人分）

<総額型>

平成 26 年度 5,281 億円（51 億円）  
 平成 27 年度 4,848 億円（54 億円）  
 平成 28 年度 4,939 億円（48 億円）

<中小企業技術基盤強化税制>

平成 26 年度 274 億円（273 億円）  
 平成 27 年度 267 億円（266 億円）  
 平成 28 年度 260 億円（257 億円）

<高水準型>

平成 26 年度 55 億円（1.0 億円）  
 平成 27 年度 60 億円（1.0 億円）  
 平成 28 年度 45 億円（0.8 億円）

<オープンイノベーション型>

平成 26 年度 3 億円（0.1 億円）  
 平成 27 年度 39 億円（0.7 億円）  
 平成 28 年度 42 億円（1.6 億円）

	<p>② 適用事業者数（うち、資本金 1 億円以下の法人分）</p> <p>&lt;総額型&gt;  平成 26 年度 3,707 法人（853 法人）  平成 27 年度 3,581 法人（803 法人）  平成 28 年度 3,568 法人（781 法人）</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制&gt;  平成 26 年度 5,380 法人（5,368 法人）  平成 27 年度 5,422 法人（5,408 法人）  平成 28 年度 5,320 法人（5,302 法人）</p> <p>&lt;高水準型&gt;  平成 26 年度 130 法人（80 法人）  平成 27 年度 142 法人（89 法人）  平成 28 年度 150 法人（102 法人）</p> <p>&lt;オープンイノベーション型&gt;  平成 26 年度 161 法人（39 法人）  平成 27 年度 250 法人（70 法人）  平成 28 年度 397 法人（189 法人）</p> <p style="text-align: right;">（出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」）</p> <p>※前回要望時（平成 29 年度税制改正要望時）における平成 27 年度、平成 28 年度の総額型、中小企業技術基盤強化税制の減収見込額及び適用見込事業者数は、別紙に記載。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（平成 28 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県民税 851,977 千円</li> <li>・ 市町村民税 2,582,556 千円</li> </ul>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>○企業の研究開発費の推移（うち、資本金 1 億円未満の企業分）</p> <p>平成 22 年度 120,100 億円（3,740 億円）  平成 23 年度 122,718 億円（2,914 億円）  平成 24 年度 121,705 億円（3,409 億円）  平成 25 年度 126,920 億円（3,491 億円）  平成 26 年度 135,864 億円（5,141 億円）  平成 27 年度 136,857 億円（4,404 億円）  平成 28 年度 133,183 億円（4,357 億円）</p> <p style="text-align: right;">（出典：総務省「科学技術研究調査」）</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>民間研究開発投資を 2020 年度までに対 GDP 比 3%以上とする。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 28 年度の民間企業の研究開発投資は、対 GDP 比 2.47%となっている（総務省「科学技術研究調査」）</p>



これまでの要望経緯	昭和 42 年度 創設	増加した試験研究費の 25%税額控除
	昭和 43 年度 拡充	12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分……………25%税額控除
	昭和 49 年度 縮減	15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分……………25%税額控除
	昭和 51 年度 縮減	増加した試験研究費の 20%税額控除
	昭和 60 年度 拡充	基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設
	昭和 63 年度 拡充	特定株式の取得価額の 20%を増加試験研究費として特別加算
	平成 5 年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設)
	平成 6 年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設)
	平成 7 年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加)
	平成 9 年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加)
	平成 11 年度 拡充	比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合(当期の試験研究費の額が、基準試験研究費の額〔前期及び前々期の試験研究費の額〕を越える場合に限る)には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の 15%相当額を税額控除する)制度へ改組。 特別税額控除限度額を当期の法人(所得)税額の 12%相当額(特別試験研究の額がある場合には、その支出額の 15%相当額を加算することとし、当期の法人(所得)税額の 14%相当額を限度)に変更。
	縮減	基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止。
	平成 13 年度 拡充	特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を加える。
	縮減	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。
	平成 15 年度 創設	試験研究費総額の一定割合の税額控除制度の創設。
	平成 18 年度 創設 縮減	試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設。 税額控除率の 2%上乗せ措置の廃止。
	平成 20 年度 創設	試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度(増加型)の創設。 売上高の 10%を超える額×一定比率を税額控除する制度(高水準型)の創設。
	平成 21 年度 拡充 拡充	産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。 (経済対策)試験研究費の総額に係る税額控除制度等について①平成 21、22 年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の 20%から 30%に引き上げるとともに、②平成 21、22 年度に生じる税額控除限度超過額について、平成 23、24 年度において税額控除の対象とすることを可能とする。

平成 22 年度 延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長（23 年度末まで）。
平成 23 年度 縮減	試験研究費の総額に係る税額控除制度において、税額控除限度額を、当期の法人税額の 20%から 30%に引き上げる措置について適用期限延長せず。
延長	（平成 23 年 6 月再つなぎ法） 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日の間に始まる事業年度においては、総額型における税額控除限度額を、当期の法人税額の 20%から 30%に引き上げる措置を延長。
平成 24 年度 延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長（25 年度末まで）。
平成 25 年度 拡充	総額型の控除上限について、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日の間に始まる事業年度においては、総額型における税額控除限度額を、当期の法人税額の 20%から 30%に引き上げる。
平成 26 年度 拡充	上乗せ措置（増加型・高水準型）を 3 年間延長するとともに、増加型を、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組み（最大 30%まで）に改組。
平成 27 年度 拡充	総額型と特別試験研究費税額控除制度をあわせ、控除上限を 30%（総額型 25%、特別試験研究費税額控除制度 5%）にするとともに、両制度を恒久措置に改組。 特別試験研究費税額控除制度について、①控除率を 12%から 20%又は 30%へ引き上げるとともに、②対象費用（中小企業者等からの知財権の使用料）を拡大。
縮減	繰越控除制度の廃止。
平成 29 年度 拡充	増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率が変動する仕組みを導入（控除率の一部は 30 年度末まで）。 売上高試験研究費割合が 10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入（30 年度末まで）。 中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入（30 年度末まで）。 試験研究費の定義を見直し、第 4 次産業革命型のサービスの開発を支援対象に追加。 特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。
延長	高水準型の適用期限を 2 年間延長（30 年度末まで）。